

香月小学校 いじめ防止基本方針（平成30年改訂）

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、状況によっては生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組み、家庭、地域、関係機関等の協力も得ながら、対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、教職員のいじめを絶対に許さないという確固たる信念と毅然とした態度、児童にはいじめは絶対に許されないという意識と態度を育てることが大切である。

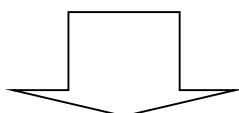
本校では、めざす学校像「一人一人が大切にされる学校」の実現に向け、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

(2) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。



香月小学校では、

された側が辛い思いをした事案は全ていじめと見なす。

という共通認識の下で、いじめ防止に取り組めます。

具体的ないじめの態様

※「いじめ対策必携」（鹿児島県）参照

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- パソコンや携帯電話を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの基本認識

- ① いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- ② いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- ③ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ④ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 教職員による指導

- ① 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じられたりするよう取り組む。
- ② 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が認められる場を設定する。
- ③ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、すべての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、道徳、学級活動等の充実に努める。

(2) 児童に培う力とその取組

- ① 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- ② 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどうかかわったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

① 委員会の構成と運営

ア 本委員会は、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談係、養護教諭、関係担任、関係学年主任により構成するが、共通理解のために全職員で話し合いを行うものとする。

イ 本委員会の司会・進行は、生徒指導主任が行う。

ウ 本委員会は、毎月火曜日の各種委員会の他、必要に応じて開催する。

② 委員会の活動内容

ア いじめを受けたり、いじめに関わったりしている児童とその保護者、及び不登校や不登校傾向にある児童とその保護者への対応について協議し、方針を立て、担任の対応をサポートする。

イ いじめや不登校に関する事例や資料を提供したり、全体研修を実施したりして生徒指導のあり方についての共通理解と指導力の向上を図る。

ウ いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・的確な早期対応のために、適切で具体的な対応策を協議・提案し、進める。

エ 専門機関への相談や外部機関との連携を図る際の窓口となる。

3 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめの早期発見のために

- ① いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- ② 日常の観察は、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- ③ 授業中、休み時間、給食時間などにおいて児童の様子に気を配るように努める。
- ④ いじめの兆候に気付いたときは、速やかに予防的介入を行う。
- ⑤ 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を図る。

(2) アンケート調査及び教育相談の実施

- ① 児童を対象としたアンケート調査
 - ・ 「にこにこアンケート」(月1回 第4火曜日「にこにこタイム」で実施)
 - ・ 「学校楽しいーと」(年2回 5月・10月に「学級活動」で実施)
- ② 保護者を対象とした教育相談(年1回 随時)
- ③ 児童を対象とした教育相談(年1回 随時)

4 いじめ事案への対処の在り方

(1) いじめに対する措置の基本的な考え方

- ① いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② いじめをうけた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③ 対応の在り方について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめを発見したときは、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
- ② いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」を開き、全教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- ③ いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- ④ 関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- ⑤ いじめの事案が確認された場合は、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(3) 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施し、再発防止に努める。

- ③ いじめを行った児童に対して、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行う。
- ④ いじめを受けた児童に対して、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

5 取組に対する検証・見直しについて

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、教職員や保護者への学校評価アンケート等をもとに、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) 生徒指導委員会で、学期ごとにいじめに関する取組の検証を行う。

【年間計画】

月	計画・評価	実態把握	各教科 道徳 特別活動	児童会活動	情報モラル 関連	教育相談等	職員研修
4	年間計画の共通理解 生徒指導委員会	気になる児童の実態把握 前年度からの引継	「いじめ問題を考える週間」取組	代表委員会	総合的な学習の時間	水・木・金曜日 家庭訪問	
5	生徒指導委員会 実態に基づいた対応策の検討	いじめアンケート 学校楽しいーと		代表委員会		水・木・金曜日	
6	生徒指導委員会 (いじめに関する取組の検証)	いじめアンケート		児童総会 代表委員会		水・木・金曜日	
7	生徒指導委員会	いじめアンケート		代表委員会		夏季休業中	
8						夏季休業中	人権同和教育
9	生徒指導委員会	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」取組	代表委員会		水・木・金曜日	
10	生徒指導連絡会 実態に基づいた対応策の検討	いじめアンケート 学校楽しいーと		代表委員会		水・木・金曜日	人権同和教育
11	生徒指導委員会	いじめアンケート		代表委員会		水・木・金曜日	人権同和教育
12	生徒指導委員会 (いじめに関する取組の検証)	いじめアンケート		代表委員会		水・木・金曜日	
1	生徒指導委員会	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」取組	代表委員会		水・木・金曜日	
2	生徒指導委員会 教育課程編成	いじめアンケート		代表委員会		水・木・金曜日	
3	生徒指導委員会 (いじめに関する取組の検証)	いじめアンケート		代表委員会		水・木・金曜日	

※ 毎月0のつく日は「いじめ0の日」として、児童の人間関係の実態把握やいじめ防止にかかわる指導に重点的に取り組む。

※ 毎学期、最初の1週間を「いじめ問題を考える週間」として、児童理解を深めたり、細かな変化に注意するよう努めたりする。

※ 携帯電話等実態調査・生活アンケート等は、必要に応じて行う。